

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と豊郷町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 1 号ウに次のように加える。

(ウ) 学校給食センターの整備・運営

a 取組の内容

子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けられるよう、学校給食を通じた食育の推進や学校給食の充実等を図るため、学校給食センターを整備するとともに、その円滑な運営に努める。

b 甲の役割

学校給食センターを整備するとともに、乙と連携して、当該センターを運営する。

c 乙の役割

甲の実施する学校給食センターの整備に協力するとともに、甲と連携して、当該センターを運営する。

第 3 条第 1 号エ中(イ)を(ウ)とし、(ア)を(イ)とし、同号エに(ア)として次のように加える。

(ア) 圏域経済の活性化ならびに雇用の創出および確保

a 取組の内容

交通の利便性など圏域の強みを生かし、高付加価値地場産業等の集積と高度化、人材育成を図り、企業立地を促進するなど、商工業の振興により、圏域経済の活性化や雇用の創出および確保を図る。

b 甲の役割

乙と協力して、圏域経済の活性化や雇用の創出および確保を図る。

c 乙の役割

甲と協力して、圏域経済の活性化や雇用の創出および確保を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

平成 24 年 10 月 1 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号
彦根市
彦根市長 獅 山 向



乙 犬上郡豊郷町石畑 375 番地
豊郷町
豊郷町長 伊 藤 定 勉

